

米国人フルブライト招へい講師受け入れ要領

1. 目的

米国人フルブライト招へい講師（以下「講師」と略す）プログラムの目的は、日本の大学において講師の専門とする人文・社会科学の諸分野の講義を通じて、広義の米国社会・米国の経験についての理解を促進することにあります。講師の滞在期間は9月半ばから翌年の7月半ばまでの10ヶ月間です。一学期（半期）のみの滞在の場合は、9月半ばから翌年の2月半ばの5ヶ月間、または翌年3月半ばから8月半ばまでの約5ヶ月間となります。

2. 経費

日米教育委員会は、講師に対して生活費、住宅手当、家族手当、健康・傷害保険、往復旅費等基本的な必要経費を支給しますので、受け入れ機関に経費の負担をお願いすることはありません。ただし受け入れ機関での担当授業に直接関連した経費が生ずる場合は（例：学生に配布する教材のコピー代等）、ご負担をお願い致します。

3. 担当授業

- a. 講師の専門分野は、人文・社会科学系の分野に限られており、かつ主として各分野の中で 何らかの意味で米国に関する講義が望まれます。
- b. 講師一人の担当授業時間数 (teaching load) は、10ヶ月の滞在については通常合計16単位（後期8単位、前期8単位、週4コマ）を一応の目安とします。一大学でこの単位数（またはコマ数）に満たない場合は、二つ以上の大学あるいは同一大学で二つ以上の学部を兼任することになります。
- c. 講師が担当する授業科目ないし講座は、日本人学生（学部学生・大学院生）を対象とし正規の授業科目であることとします。尚、不在になる教授の担当科目の代行、外国人留学生対象の英語で行われる授業の担当、等を目的とするものではありません。
- d. 講師が日本語に堪能であり、かつ受け入れ大学から日本語による講義の要請がない限り、講義はすべて英語により行われます。ただし語学教育（英語）を目的とした授業科目・講座は担当できません。
- e. 一授業科目・講座の適正な学生数は特定出来ませんが、極端な少人数（2～3人）や、逆に多人数（150人以上）のクラスは、様々な点で不適当と思われるので何らかの調整が望まれます。

4. 受け入れ担当教官 (Faculty Associate)

講師の招へいに関連して受け入れ担当教官をご指名ください。受け入れ学部が複数になる場合は、それぞれの学部につき一名の担当教官をご指名ください。担当教官の役割は、

- a. 当委員会との「窓口」となり、講師の受け入れについて話し合う、
- b. 講師受け入れに関する学内手続き（教授会等）を行なう、
- c. 講師の担当する授業科目・講座について講師と事前に綿密な打ち合わせを行なう、
- d. 来日中講師の活動がスムーズに行なわれるよう適宜助言し援助する、等です。

5. 身分の取り扱い

国立大学法人については、昭和29年9月25日付文部省通知「文人任第96号」が適用される旨理解しております。その他の機関については、各機関の規定により適宜お取扱いただきますようお願い致します。

6. 査証の手配

当委員会において講師に「教授ビザ」を取得してもらうよう手続きを致します。

以上